

いばらきパートナーシップ宣誓制度 利用の手引き

(令和8年8月改訂)



ダイバーシティ推進センターキャラクター ©ぼらりす

茨 城 県

目次

1. いばらきパートナーシップ宣誓制度を利用することができる方	…P.1
2. 交付までの流れ	…P.2
3. 宣誓に必要なもの	…P.3
4. 交付書類	…P.4
5. 宣誓書の写し等の再交付について	…P.7
6. 受領証等の返還について	…P.8
7. 再交付申請、受領証等の返還における必要書類	…P.9
8. Q&A	…P.10

いばらきパートナーシップ宣誓制度とは

いばらきパートナーシップ宣誓制度とは、婚姻制度とは異なり、「一方又は双方が性的マイノリティである2人の者が、互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した」ことを宣誓し、パートナーシップの関係にある者同士がそろって宣誓書を県に提出し、県が受領証を交付する制度です。

なお、いばらきパートナーシップ宣誓制度は、法律上の効果が生じるものではありません。

問い合わせ先

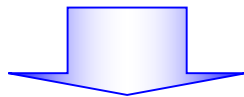
制度に関すること		宣誓の受付に関すること
問い合わせ先	茨城県県民生活環境部多様性社会推進課	茨城県ダイバーシティ推進センター『ぼらりす』
住所	茨城県水戸市笠原町978番6茨城県庁12階	茨城県水戸市三の丸1-5-38県三の丸庁舎3階
TEL	029-301-2178	TEL:029-233-3982
MAIL	tasui2@pref.ibaraki.lg.jp	sankaku@pref.ibaraki.lg.jp
ホームページ	https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/fukushi/jinken/ibarakipartner.html	https://www.diversity-ibaraki.jp/ibarakipartner.html

いばらきパートナーシップ宣誓制度を利用できる方は、以下の項目をすべて満たしている方となります。

- (1) 互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した一方又は双方が性的マイノリティである二人であること。
- (2) 成年に達していること。
- (3) 住所について、次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方又はいずれか一方が県内に住所を有すること。
 - イ 双方が県内に住所を有しない場合、双方またはいずれか一方が県内へ 転入(新たに県内に住所を定めることをいう。以下同じ。)を予定していること。
- (4) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者を含む)がないこと。
- (5) パートナーシップの宣誓に係るパートナー以外にパートナーがないこと。
- (6) 互いに近親者でないこと。
(直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の関係にある方同士でないこと。)

要件・必要書類確認

対象者の要件と宣誓に必要な書類をご確認ください。



日程等調整(事前予約)

事前にダイバーシティ推進センターまで電話またはメール、ホームページの入力フォームによりご連絡ください。

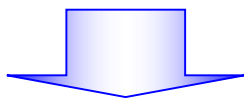
宣誓する日時、場所を調整します。また、ご用意いただく必要書類を確認します。

※宣誓日、宣誓書の写し等の交付日時は、ご希望に沿えない場合があります。

※各手続きにおける受付は、平日9時～17時となります。

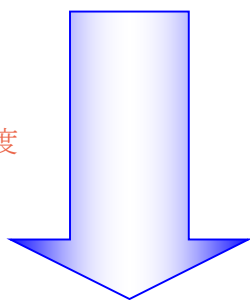


宣誓

一方又は双方が茨城県
に在住している場合

日程調整を行った日時に、必要書類をお持ちの上、お二人で県が指定する場所に来所してください。宣誓時に本人確認を行い、宣誓書の写し等の交付日時を決めます。

※事情により、来所が困難な方については、郵送での宣誓書等の交付に対応しております。ただし、郵送の場合は、必ず宣誓希望日より前に必要書類を提出してください。

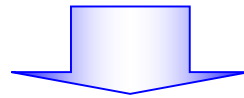


2週間程度

交付

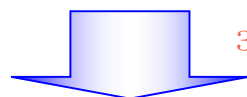
日程調整を行った日時に、宣誓者本人（お一人でも可）が県が指定する場所に来所してください。本人確認を行い、宣誓書の写し等を交付します。

※事情により、来所が困難な方については、郵送での宣誓書等の交付に対応しております。

一方又は双方が茨城県
に転入予定の場合

日程調整を行った日時に、必要書類をお持ちの上、お二人で県が指定する場所に来所してください。宣誓時に本人確認を行い、転入予定者受付票を発行します。※転入予定者受付票発行から3か月以内に茨城県内在住を証する住民票をご提出ください。

※事情により、来所が困難な方については、郵送での宣誓書等の交付に対応しております。



3か月以内

茨城県に転入

日程調整(事前予約)

転入後の住民票を提出いただく日時を決めます。

住民票の提出・交付

日程調整を行った日時に、宣誓者本人（お一人でも可）が県が指定する場所に来所してください。宣誓時に交付した転入予定者受付票に茨城県内在住を証する住民票を添えて届け出てください。本人確認を行い、宣誓書の写し等を交付します。

※事情により、来所が困難な方については、郵送での宣誓書等の交付に対応しております。

パートナーシップ宣誓時、いばらきパートナーシップ宣誓書の写し等交付時の必要書類については以下のとおりです。

	一方又は双方が茨城県に 在住している場合	一方又は双方が茨城県に 転入予定の場合
宣誓時	☐ いばらきパートナーシップ宣誓書（※1） ☐ いばらきパートナーシップにあたっての確認書（※1） ☐ 世帯全員の住民票の写し（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）（※2） ☐ 独身証明書、戸籍抄本等（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）配偶者がいないことを証明する書類（※3） ☐ 本人確認書類	☐ いばらきパートナーシップ宣誓書（※1） ☐ いばらきパートナーシップにあたっての確認書（※1） ☐ 世帯全員の住民票の写し（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）（県内に住所を有しない場合にあっては、県内に転入する予定が記載された転出証明書（転出証明書が提示できないときは除く）（※2） ☐ 独身証明書、戸籍抄本等（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）配偶者がいないことを証明する書類（※3） ☐ 本人確認書類
交付時	☐ 本人確認書類	☐ 転入予定者受付票 ☐ 世帯全員の住民票の写し（転入者のみ） ☐ 本人確認書類

（※1）来所の場合は、宣誓日当日、担当職員の面前でご記入いただきます。

（※2）個人番号の記載のないもので結構です。

（※3）外国籍の方はご相談ください。

【本人確認の具体的な証明の例】

「氏名及び住所」又は「氏名及び生年月日」が確認できるものであることが前提です。

1枚の提示で足りるもの（例）	2枚以上の提示が必要なもの（例）
☐ 個人番号カード（マイナンバーカード）（※） ☐ 旅券（パスポート） ☐ 運転免許証 ☐ 写真付き住民基本台帳カード（住所地の市町村で発行）	☐ 写真貼付のない住民基本台帳カード ☐ 健康保険の資格確認書、船員保険、又は介護保険被保険者証 ☐ 共済組合員証

（※）郵送でご提出いただく場合、個人番号の記載のない表面のみのコピーとしてください。

郵送での宣誓書等の提出に限り以下の書類が必要となります。

○本人の顔写真（本人確認書類とは別の顔写真）

※本人確認書類との突合に使用します。

※3か月以内に撮影した、正面、上三分身（おおむね胸から上）、無帽、無背景、カラーのものとし、ご本人の顔が鮮明にわかるものをご提出ください。自撮り写真でもかまいません。

パートナーシップの宣誓を行った場合、以下の3つの書類を交付します。

(1) いばらきパートナーシップ宣誓書の写し

お二人に1部交付します。

(2) いばらきパートナーシップ宣誓書受領証

お二人に1部ずつ交付します。

様式第1号（第3関係）

いばらきパートナーシップ宣誓書

私たち、_____と_____は、いばらきパートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、お互いをその人生のパートナーとすることを宣誓します。

年 月 日

(宣誓者) (宣誓者)

フリガナ 氏 名 _____ 氏 名 _____
(生年月日： 年 月 日) (生年月日： 年 月 日)

フリガナ (通称) _____ (通称) _____

住 所 _____ 住 所 _____

(代書者) (代書者)

氏 名 _____ 氏 名 _____

※ 宣誓書の裏は白紙としてください。やむをえない場合は代書者が所定ですが、下記に代書者の氏名を記入してください。
なお、この宣誓書は、複製とは異なり法律上の効力を生じるものではありません。

【交付を希望するもの】 ☐ いばらきパートナーシップ宣誓書受領証 ☐ いばらきパートナーシップ宣誓書受領カード デザイン ☐ A・☐ B・☐ C・☐ D) 両いづれか一つ キャラクターの複製 ☐ 有・☐ 無) 両いづれか一つ	【交付を希望するもの】 ☐ いばらきパートナーシップ宣誓書受領証 ☐ いばらきパートナーシップ宣誓書受領カード デザイン ☐ A・☐ B・☐ C・☐ D) 両いづれか一つ キャラクターの複製 ☐ 有・☐ 無) 両いづれか一つ
---	---

以下は、関係証の記入欄です。

氏名 ()	個人番号カード・印章・免許証・その他 ()	連絡先
氏名 ()	個人番号カード・印章・免許証・その他 ()	連絡先

様式第4号（第6関係）（表面）

第 号

いばらきパートナーシップ宣誓書受領証

_____ 様 _____ 様
(生年月日： 年 月 日) (生年月日： 年 月 日)

ここに二人が、「いばらきパートナーシップ宣誓制度実施要綱」に基づき、「パートナーシップの宣誓」をされたことを証します。

これからの人生をお互いに支えあい歩まれる、お二人のご多幸を願います。

県は、「断・新しい筑前」づくりを推進する県総合計画の基本理念である「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現のため、県民一人ひとりが尊重され、多様性を認め合い、自分らしく暮らせるダイバーシティ社会を築くことを目指しています。

今後とも、お二人が筑前県民としていきいきと活躍されることを期待いたします。

年 月 日

筑前県知事

印

(3) いばらきパートナーシップ宣誓書受領カード

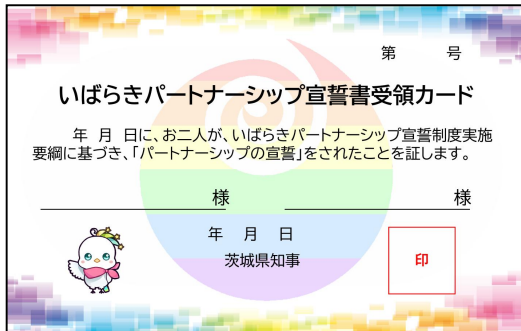
小型(キャッシュカード程度の大きさ)の宣誓書受領カードを交付します。

お二人に1部ずつ交付します。

なお、カード表面のデザインについては、ご自身で選択することができます(次ページ参照)。

受領カードデザイン一覧

○デザインA(キャラクターあり)



第 号

いばらきパートナーシップ宣誓書受領カード

年 月 日に、お二人が、いばらきパートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、「パートナーシップの宣誓」をされたことを証します。

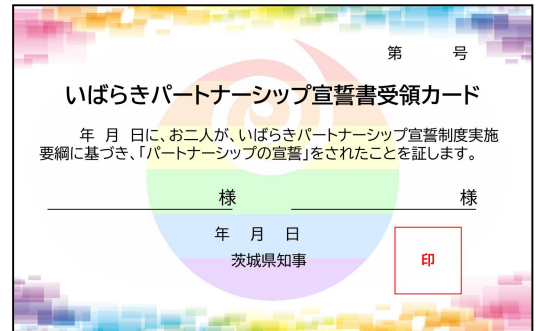
様 様

年 月 日
茨城県知事

印

A card with a colorful, pixelated border. It features a large, stylized circular graphic in the center with horizontal stripes. A small cartoon character is positioned on the left side of the card.

○デザインA(キャラクターなし)



第 号

いばらきパートナーシップ宣誓書受領カード

年 月 日に、お二人が、いばらきパートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、「パートナーシップの宣誓」をされたことを証します。

様 様

年 月 日
茨城県知事

印

A card with a colorful, pixelated border, identical to Design A but without the cartoon character.

○デザインB(キャラクターあり)



第 号

いばらきパートナーシップ宣誓書受領カード

年 月 日に、お二人が、いばらきパートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、「パートナーシップの宣誓」をされたことを証します。

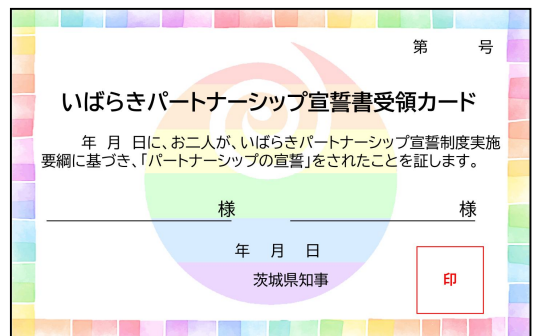
様 様

年 月 日
茨城県知事

印

A card with a colorful, pixelated border, identical to Design A but without the cartoon character.

○デザインB(キャラクターなし)



第 号

いばらきパートナーシップ宣誓書受領カード

年 月 日に、お二人が、いばらきパートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、「パートナーシップの宣誓」をされたことを証します。

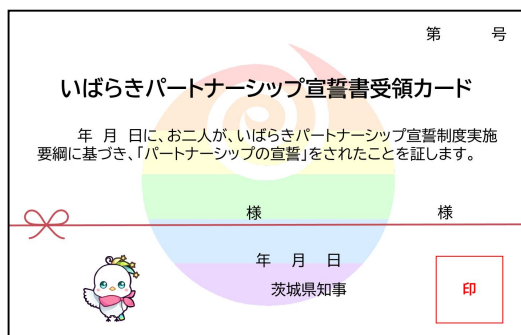
様 様

年 月 日
茨城県知事

印

A card with a colorful, pixelated border, identical to Design A but without the cartoon character.

○デザインC(キャラクターあり)



第 号

いばらきパートナーシップ宣誓書受領カード

年 月 日に、お二人が、いばらきパートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、「パートナーシップの宣誓」をされたことを証します。

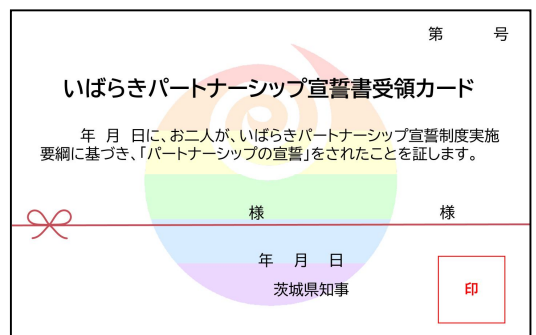
様 様

年 月 日
茨城県知事

印

A card with a simple black border. It features a large, stylized circular graphic in the center with horizontal stripes. A small cartoon character is positioned on the left side of the card.

○デザインC(キャラクターなし)



第 号

いばらきパートナーシップ宣誓書受領カード

年 月 日に、お二人が、いばらきパートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、「パートナーシップの宣誓」をされたことを証します。

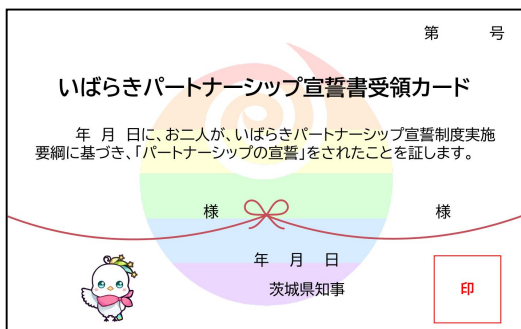
様 様

年 月 日
茨城県知事

印

A card with a simple black border, identical to Design C but without the cartoon character.

○デザインD(キャラクターあり)



第 号

いばらきパートナーシップ宣誓書受領カード

年 月 日に、お二人が、いばらきパートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、「パートナーシップの宣誓」をされたことを証します。

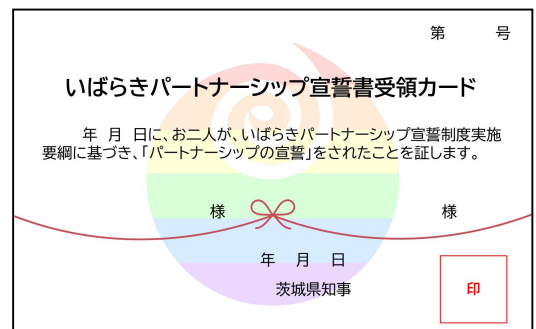
様 様

年 月 日
茨城県知事

印

A card with a simple black border, identical to Design C but without the cartoon character.

○デザインD(キャラクターなし)



第 号

いばらきパートナーシップ宣誓書受領カード

年 月 日に、お二人が、いばらきパートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、「パートナーシップの宣誓」をされたことを証します。

様 様

年 月 日
茨城県知事

印

A card with a simple black border, identical to Design C but without the cartoon character.

【通称の使用を希望される方へ】

◆受領証等への通称の使用について◆

性別違和等、知事が特に理由があると認める場合は、受領証、受領カードに通称を使用することができます。通称の使用にあたり確認を行います。

※通称を使用した場合、受領証、受領カードの裏面に氏名を記載します。

◆通称の確認方法◆

学生証や法人が発行した身分証明書など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかとなる資料であれば1点、郵便物や公共料金の領収書等であれば2点を、パートナーシップの宣誓の際にお持ちください。

※通称の使用にあたり、必要な書類の詳細についてはお問い合わせください。

【特記事項欄の記載について】

特記事項には、緊急連絡先、再交付日の記載が可能です。

また、宣誓者の一方又は双方と、生計を一にする未成年の子どもの氏名の記載も可能です。

なお、子どもの氏名の記載を希望する場合は、子どもとの関係性を確認できる書類(住民票、戸籍抄本の写し等)をご提出ください。

受領証

様式第4号(第6条関係)(裏面)

■この受領証を提示された皆さまへ

茨城県は、「新しい茨城」づくりを推進する県総合計画の基本理念である「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現のため、県民一人ひとりが尊重され、多様性を認め合い、自分らしく暮らせるダイバーシティ社会を築くことを目指し、性的マイノリティの方がその自由な意思により行う「いばらきパートナーシップ宣誓制度」を実施しています。

この受領証は、制度利用者が茨城県内の不動産物件を契約しようとするときに、両者の関係性を説明し、理解を得ていくためのものとして、事業者のみならず提示することがあります。事業者の皆様には、このいばらきパートナーシップ宣誓制度の趣旨を十分ご理解いただき、業務の遂行に当たっては、最大限配慮いただくとともに、公平かつ適切な対応をいただくようお願いいたします。また、いばらきパートナーシップ宣誓制度を利用される方の性的指向・性自認や本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。

1. 「いばらきパートナーシップ宣誓制度」とは
いばらきパートナーシップ宣誓制度とは、「一方又は双方が性的マイノリティである2人の者が、互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した」ことを知事に対して宣誓し、知事がいばらきパートナーシップ宣誓書受領証等を交付する制度です。なお、本制度は、婚姻とは異なり、法律上の効果が生じるものではありません。
2. 受領証の交付要件
パートナーシップ宣誓の際、下記の要件を満たす2人であることを確認しています。
(1) 互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した、一方又は双方が性的マイノリティである2人であること。
(2) 成年に達していること。
(3) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者を含む)がいないこと。
(4) パートナーシップの宣誓に係るパートナー以外にパートナーがないこと。
(5) 近親者でないこと。
(6) 双方又はいずれか一方が茨城県内に住所を有していること。

氏名(通称を使用している場合)

特記事項

受領カード

茨城県は、「新しい茨城」づくりを推進する県総合計画の基本理念である「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現のため、県民一人ひとりが尊重され、多様性を認め合い、自分らしく暮らせるダイバーシティ社会を築くことを目指しています。

この制度は、婚姻とは異なり、法律上の効果は生じませんが、今後とも、おふたりが県民としていきいきと活躍されることを期待し、これからの人生をお互いに支えあい歩まれる、お二人のご多幸を願います。

この受領カードの提示を受けた方は、上記の趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。

氏名(通称を使用している場合)

特記事項

宣誓書の写し等の再交付について

次の場合、所定の申請手続きを行うことによって、いばらきパートナーシップ宣誓書の写し等を再交付します。

紛失、毀損他、特別な事情があると認められるとき。

※上記において、毀損により再交付申請を行う場合、毀損した宣誓書の写し、受領証又は受領カードのいずれか又は全てを返還していただきます。
⇒再交付申請時の必要書類は9ページをご覧ください。

－再交付手続き－

※各手続きにおける受付は、平日 9時～17時となります。

日程等調整(事前予約)

事前にダイバーシティ推進センターまでお電話ください。お電話が難しい場合、メールにてご連絡ください。

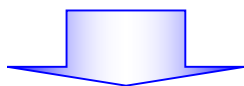
再交付申請いただく日時、場所を調整します。また、お持ちいただく必要書類を確認します。

※事情により、来所が困難な方については、郵送での宣誓書等の受付を対応しております。



再交付申請

日程調整を行った日時に、必要書類をお持ちの上、申請者本人(お一人でも可)が県が指定する場所まで来所してください。申請時に本人確認を行います。



申請内容確認



再交付

日程調整を行った日時に、申請者本人(お一人でも可)が県が指定する場所に来所ください。

本人確認を行い、宣誓書の写し等を再交付します。

※事情により、来所が困難な方については、郵送での宣誓書等の交付を対応しております。

次の場合は、いばらきパートナーシップ宣誓書受領証等返還届に宣誓書の写し、受領証及び受領カードを添えて返還してください。

- (1) パートナーが死亡したとき。
- (2) 宣誓書に係る宣誓者のいずれもが県内に住所を有しなくなったとき(一時的な場合を除く。)
- (3) パートナーシップが解消されたとき。
- (4) 宣誓書に係る宣誓者のいずれもが当該宣誓書の廃棄を希望するとき。

※上記(1)における一方が死亡したときの申出の場合、宣誓書の写し、受領証及び受領カードの返還は任意ですが、届出の際はお持ちください。

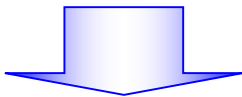
※宣誓書の写し、受領証及び受領カードを返還できない場合については事前にご連絡ください。また、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届受領後は、再交付申請により宣誓書の写し等を再発行することはできません。

－宣誓書受領証等返還手続きの流れ－

※各手続きにおける受付は、平日 9時～17時となります。

日程等調整(事前予約)

宣誓書受領証等返還届を届出いただく日時、場所を決め、届出当日の必要書類の確認をします。
ダイバーシティ推進センターまでお電話ください。お電話が難しい場合、メールにてご連絡ください。



宣誓書受領証等返還届の提出

日程調整を行った日時に、必要書類をお持ちの上、
届出者本人(お一人でも可)が県が指定する場所に来所ください。

再交付申請、受領証等返還届における 必要書類

再交付申請、受領証等返還届に必要な書類は下記のとおりです。

	必要書類
再交付申請時	☐ いばらきパートナーシップ宣誓書の写し等再交付申請書(※1) ☐ いばらきパートナーシップ宣誓書の写し【1枚】(※2) ☐ いばらきパートナーシップ宣誓書受領証【2枚】(※2) ☐ いばらきパートナーシップ宣誓書受領カード【2枚】(※2) ☐ 本人確認書類
受領証等返還届時	☐ いばらきパートナーシップ宣誓書受領証等返還届(※1) ☐ いばらきパートナーシップ宣誓書の写し【1枚】 ☐ いばらきパートナーシップ宣誓書受領証【2枚】 ☐ いばらきパートナーシップ宣誓書受領カード【2枚】 ☐ 本人確認書類

(※1) 茨城県ダイバーシティ推進センターの窓口で配付しています。また茨城県ホームページからもダウンロードできます。

(※2) 毀損により再交付申請を行う場合、現在所有している宣誓書の写し、受領証又は受領カードのいずれか又は全てを返還してください。

郵送での宣誓書等の提出に限り以下の書類が必要となります。

○本人の顔写真(本人確認書類とは別の顔写真)

※本人確認書類との突合に使用します。

※3か月以内に撮影した、正面、上三分身(おおむね胸から上)、無帽、無背景、カラーのものとし、ご本人の顔が鮮明にわかるものをご提出ください。自撮り写真でもかまいません。

Q1 : いばらきパートナーシップ宣誓制度の利用に費用はかかりますか。

A 1 : 制度の利用やいばらきパートナーシップ宣誓書の写し等の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に提出する必要書類の交付手数料等は自己負担となります。

Q2 : いばらきパートナーシップ宣誓制度の利用に際して、通称は使用できますか。

A 2 : 性別違和などの理由により、知事が理由があると認める場合は、通称を使用することができます。通称を使用した場合には、交付する受領証及び受領カードの裏面に氏名を記載します。

Q3 : プライバシーは守られますか。

A 3 : 宣誓される当事者のプライバシー保護の観点から、個室スペースで宣誓を行っていただくこととしております。事前予約の際に、ご要望をお聞かせいたします。また、本人確認を行うための身分証明書の提示を求めることを徹底します。県職員には、プライバシーについて守秘義務が課されていますのでご安心ください。

Q4 : 性的マイノリティとは何ですか。

A 4 : 性的マイノリティとは、レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(身体と心の性が一致しない人)等、典型的とされていない性的指向や性自認を持つ人々のことをいいます。

Q5 : 結婚制度といばらきパートナーシップ宣誓制度の違いは何ですか。

A 5 : 結婚は法律行為であり、法に定める結婚を行うと扶養義務や相続権など様々な法律上の権利や義務が発生するものです。一方、いばらきパートナーシップ宣誓制度は、茨城県の内部規定である要綱により定める制度であり、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。
また、宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

Q6 : 受領証にはどのような効力や使い道がありますか。

A 6 : 県営住宅の入居申し込みや県内医療機関での手術同意等の際に利用できます。(詳細は制度ホームページ「受領証等の利用先」をご覧ください)

Q7 : 必要書類を郵送して、受領証を郵送してもらうことはできますか。

A 7 : 事情により県庁等まで来庁できない理由がある場合は、郵送による宣誓及び受領証の交付を対応しております。

Q8 : 受領証はすぐもらえますか。

A 8 : 提出書類の確認や交付書類の準備等に時間を要するため、交付までに2週間程度を見込んでいます。パートナーシップ宣誓書受領証の交付日は、宣誓時にご相談させていただきます。

Q9 : なぜ転入予定でも宣誓できるのですか。

A 9 : 茨城県内へ転入し、パートナーと共同生活することを予定している方が、住居等の準備を整えるために必要な場合が想定されるためです。

Q10 : 茨城県外に転出するときはどうしたらいいですか。

A10 : 双方が県外へ転出するときは、受領証等返還届を提出してください。ただし、転勤又は親族の疾病その他のやむを得ない事情により、一時的に県外へ住所を異動する場合は除きます。また、本県の連携自治体へ転出する場合は、返還手続きが不要となるほか、一部手続きが簡素化されます。詳細は茨城県ダイバーシティ推進センターへお問い合わせください。

Q11 : 成りすましや偽造等の悪用をされませんか。

A11 : 県が宣誓を受ける際には、住民票の写し、独身証明書の提出と、本人確認を行うため運転免許証等の提示をもとめることで、成りすまし等の悪用を防止します。なお、パートナーシップ宣誓書の写し等を不正に利用したことが判明したとき(偽造等も含む。)は、宣誓書の写し等を返還していただきます。